#### 重要事項説明書

記入年月日	平成28年7月1日
記入者名	渡辺 日出幸
所属・職名	ベストライフ東松山・管理者

※ サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームについては、「登録申請書の添付書類等の添付書類等の参考とする様式について(平成23年10月7日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡)」の別紙4の記載内容を合わせて記載して差し支えありません。その場合、以下の1から3まで及び6の内容については、別紙4の記載内容で説明されているものとみなし、欄自体を削除して差し支えありません。

#### 1 事業主体概要

<b>徒</b> 叛	個人人法人					
種類	※法人の場合, その種類	株式会社				
名称	(ふりがな) かぶしきがい	(ふりがな) かぶしきがいしゃべすとらいふ				
<b>有你</b>	株式会社ベス	株式会社ベストライフ				
主たる事務所の所在地	〒163-0239 東京都新宿区西	3新宿2-6-1 新宿住友ビルディング39階				
	電話番号	03-5908-2020				
連絡先	FAX番号	03-5908-2200				
	ホームページアドレス	http://bestlife.jp				
代表者	氏名	長井 力				
1\衣有	職名	代表取締役				
設立年月日	平成13年12月10日					
主な実施事業	※別添1(別に実施する介護サービス一覧表)					

#### 2 有料老人ホーム事業の概要

#### (住まいの概要)

	•				
名称	(ふりがな) べすとらいふひがしまつやま				
141 141,	ベストライフ東松山				
크C <del>/ -</del> 사사	〒355-0815				
所在地	埼玉県比企郡滑川町月の輪3-	11-2			
	最寄駅	東武東上線「つきのわ」駅			
主な利用交通手段	交通手段と所要時間	東武東上線「つきのわ」駅 徒歩6分(480m)			
	電話番号	0493-61-0010			
連絡先	FAX番号	0493-62-7231			
	ホームページアドレス	なし			
管理者	氏名	渡辺 日出幸			
18年1	職名	管理者			
建物の	)竣工日	昭和 (平成) 26年 1月 30日			
有料老人ホー	ム事業の開始日	昭和 (平成) 26年 4月 1日			

# (類型) 【表示事項】

- ① 介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)
- 2 介護付(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合)
- 3 住宅型
- 4 健康型

	介護保険事業者番号	1173201904
1又は2に該当する	指定した自治体名	埼玉県
場合	事業所の指定日	平成26年4月1日
	指定の更新日 (直近)	平成32年4月1日

# 3 建物概要

-	建物做安								
ĺ		敷地面積	其	1,142.9	91 m²				
				1 事	業者が自ら所有	する土	地		
			(		業者が賃借する	土地			
	I. Ide				抵当権の有無	1 あ	り	② なし	
	土地	所有関係	Ŕ			<ol> <li>あ</li> </ol>	り		
					契約期間	(借家契	約:平成2	<b>26</b> 年4月1日~平成	ὰ56年3月末日)
						2 な	L		
					契約の自動更新	① あ	り	2 なし	
l		7.5 + 7.5	tr		全体		2,235.2	20 m²	
		延床面積	Į	うち,	有料老人ホー	ム部分	2,235.2	20 m²	
				① 耐	火建築物		•		
		耐火構造	브	2 準	耐火建築物				
				3 そ	の他 (			)	
				① 鉄	筋コンクリート	造(地	上4階建	;)	
		+#\/ <del>-</del>		2 鉄	骨造				
	7-to 16-6	構造		3 木	造				
	建物			4 その他( )					
				1 事業者が自ら所有する建物					
				② 事業者が賃借する建物					
					抵当権の有無	1 あ	り	② なし	
		所有関係	Ŕ			<ol> <li>あ</li> </ol>	り		
					契約期間	(平成2	6年4月1	日~平成56年	3月末日)
						2 な	L		
					契約の自動更新	<ol> <li>あ</li> </ol>	り	2 なし	
ĺ				① 全	室個室				
		居室区分		2 相	部屋あり				
		【表示事項	Į)		最少				人部屋
					最大				人部屋
			便	所	浴室	面	i積	戸数・室数	区分※
	居室の状況	タイプ 1	あり	/なし	ありなり	-	$18.00\mathrm{m}^2$	51室	介護居室個室
		タイプ 2		/なし	あり/なし		m²		
		タイプ 3	ありん	/なし	あり/なし		m²		
		タイプ 4		/なし	あり/なし		m²		
		タイプ 5		/なし	あり/なし		m²		
		タイプ 6		/なし	あり/なし		m²		
		タイプ 7		/なし	あり/なし		m²		
	※ 「一般居室(	固室」「一般居	室相部等	包」「介	護居室個室」	介護居	室相部屋	<sup></sup> 」「一時介護	室」の別を記入

	共用便所における便	o . #5	うち男女別の対応が可能な便房	0ヶ所		
	房	2ヶ所-	うち車椅子等の対応が可能な便房	2ヶ所		
	共用浴室	9 2 部	個室	1ヶ所		
	共用份主	2ヶ所	大浴場	1ヶ所		
			チェアー浴	0ヶ所		
	共用浴室における介	1ヶ所	リフト浴	0ヶ所		
	護浴槽	177	ストレッチャー浴	1ヶ所		
共用施設			その他 ( )	0ヶ所		
	食堂	① あり 2	なし			
	入居者や家族が利用 できる調理設備	1 あり ②	) なし			
		1 あり (車椅子対応)				
	エレベーター	② あり (スト	レッチャー対応)			
	110000	3 あり(上記1・2に該当しない)				
		4 なし				
	消火器	① あり 2	なし			
	自動火災報知設備	① あり 2	なし			
消防用設備等	火災通報設備	① あり 2	なし			
旧妙用政调守	スプリンクラー	① あり 2	なし			
	防火管理者	① あり 2	なし			
	防災計画	① あり 2	なし			
その他	全館バリアフリー対応(	手摺り設置、段差	なし)	·		

# 4 サービスの内容

# (全体の方針)

運営に関する方針	契約者または入居者の相互扶助によって介護付施設 の低額利用を実現し、将来起こり得る事態に備えて 契約者または入居者の相互で助け合い、不安のない 老後生活を目的とします。
サービスの提供内容に関する特色	ご利用者の希望や心身の状態を鑑み、介護支援専門 員が作成したケアプランに基づきサービスを行いま す。
入浴、排せつ又は食事の介護	① 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	1 自ら実施 ② 委託 3 なし
洗濯・掃除等の家事の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし
健康管理の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし
状況把握サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし

#### (介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

() ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )					_		
	個別機能訓練力	11算		1	あり	2	なし
	夜間看護体制加算			1	あり	2	なし
	医療機関連携加算			1	あり	2	なし
	看取り介護加算	草		1	あり	2	なし
特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	hr. ve mr d l d v	(I)		1	あり	2	なし
家となる リー ころの 体制の 有無	ア加算	(Ⅱ)		1	あり	2	なし
		(I)イ		1	あり	2	なし
		(I)¤		1	あり	2	なし
	体制強化加算	$(\Pi)$		1	あり	2	なし
		(Ⅲ)		1	あり	2	なし
1 早町男ぶて同い人港ルードラの宝	1 あり		(介護	· 看	護職員の	の配置	[率]
人員配置が手厚い介護サービスの実 施の有無	1 α) γ					: 1	
20 · c 11 ////	② なし						

#### (医療連携の内容)

		1					
		① 救急車の手配					
医療支援		② 入退院の付添い					
※複数3	選択可	③ 通院介助( 協力医療機関 )					
		④ その他 ( 健康	④ その他( 健康相談 )				
		名称	東松山在宅診療所				
	1	住所	埼玉県東松山市箭弓町3-20-10				
	1	診療科目	内科				
		協力内容	訪問診療、健康診断、主治医意見書作成				
		名称	医療法人 埼玉成恵会病院				
協力医療機関		住所	埼玉県東松山市石橋1721				
			整形外科、手外科、形成外科、内科、外科、				
	2	診療科目	脳神経外科、神経内科、呼吸器内科、消化器科、				
		砂煤件日 	循環器科、泌尿器科、リハビリテーション科、				
			消化器外科、循環器内科				
		協力内容	外来受診、入院等緊急時対応				
		名称	医療法人社団康神会 立川歯科				
協力歯科医療機	幾関	住所	埼玉県比企郡ときがわ町番匠665-1				
		協力内容	訪問歯科				

<sup>※</sup>協力医療機関は変更になる場合があります。

# (**入居後に居室を住み替える場合**) ※住替えを行っていない場合は省略可能

<ul> <li>5 続きの内容</li> <li>の場合、理由の如何に関わらず、入居されていた居室の解約手続きを行った上で、新たな居室の入居手続きを行う必要があります。この際、別途費用が発生します。</li> <li>① あり 2 なし 居室利用権の取扱い 居室利用権は新たに移動された居室で継続されます。</li> <li>前社金償却の調整の有無 1 あり ② なし 保所の変更 ① あり 2 なし 浴室の変更 1 あり ② なし 浴室の変更 1 あり ② なし 治所の変更 ① あり 2 なし 一方所の変更 ① あり 2 なし 一方所の変更 ① あり 2 なし 「大面所の変更 ① あり 2 なし 「大面所の変更 ① あり 2 なし 「大面所の変更 ② なし 「大面が変い」 「大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大</li></ul>	() () D () ()	主で仕の皆んる	
※複数選択可		を住み替える	
② での他 (検疫施設へ移る場合) ② 介護原本・移る場合 ② 介護原本・移る場合 ② 知識等・特別な身体状況により、その居霊にて介護が不可能になった と事業者が判断した場合、当施政内で介護局霊を移動していただく場合 、	~~ -		
認知症等、特別な身体状況により、その歴霊にて介護が不可能になったと事業方が削した場合、当施設内で介護居室を修動していただく場合があります。この場合、一定の観察期間を設け、医師の意見を開いた上で、人居者本人及び身元引受人、それぞれの同意を得て、住み替えていただきます。  ② 介護時本へ終る場合 ・			
<ul> <li>・</li></ul>	判断基準の内容	容	認知症等、特別な身体状況により、その居室にて介護が不可能になったと事業者が判断した場合、当施設内で介護居室を移動していただく場合があります。 この場合、一定の観察期間を設け、医師の意見を聞いた上で、入居者本
<ul> <li>・</li></ul>			② 介護民室へ移ろ場合
居室利用権の取扱い	手続きの内容		追加費用は発生しません。但し、入居者本人及び身元引受人からの申し出の場合、理由の如何に関わらず、入居されていた居室の解約手続きを行った上で、新たな居室の入居手続きを行う必要があります。この際、別途費
前払金償却の調整の有無 1 あり ② なし	追加的費用の	有無	① あり 2 なし
面積の増減	居室利用権の国	取扱い	居室利用権は新たに移動された居室で継続されます。
接前の居室と	前払金償却の記	調整の有無	1 あり ② なし
### (注意の変更		面積の増減	1 あり ② なし
<ul> <li>従前の居室との仕様の変更 (1) あり 2 なし (変更内容)</li> <li>との他の変更 (1) あり (変更内容)</li> <li>との他の変更 (2) なし (変更内容)</li> <li>(3) その他 (提携施設へ移る場合) 人居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、居室が空いていれば可能です。また、認知症等、特別な身体状況により、適切な介護サービス提供のため、当社の運営する他施設へ移動していたたくことがあります。この場合、一定の観察期間を設け、医師の意見を聞いた上で、入居者本人及び身元引受人、それぞれの同意を得て、住み替えていただきます。</li> <li>(3) その他 (提携施設へ移る場合) 人居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、退去の手続きを行った上で、新たに移動先施設への入居手続きが必要です。この際、移動先施設の前払金が別途に必要となります。また、移動前施設の返還金の返還は退去手続きが完了した月の2ヶ月後の月末に返還されます。認知症等、特別な身体状況により、適切な介護サービス提供のため、当社の運営する他施設へ移動していただく場合、新たな前払金は発生しませんが月額利用料及び利用システム、サービス等は住み替え先のものが適用されます。</li> <li>(5) あり 2 なし 医室利用権は新たに移動された施設で発生し、当施設の居室利用権は消滅します。</li> <li>(5) あり 2 なし (7) で変更 (1) あり 2 なし (7) で変更 (2) あり 2 なし (7) で変更 (2) あり 2 なし (7) で変更 (3) あり 2 なし (7) で変更 (4) あり 2 なし (7) での変更 (4) あり 2 なし (7) で変更 (4) あり 2 なし (7) であり 2 なし</li></ul>		便所の変更	① あり 2 なし
の仕様の変更		浴室の変更	1 あり ② なし
その他の変更	従前の居室と	洗面所の変更	① あり 2 なし
その他の変更	の仕様の変更	台所の変更	1 あり ② なし
③ その他(提携施設へ移る場合) 入居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、居室が空いでいれば可能です。また、認知症等、特別な身体状況により、適切な介護サービス提供のため、当社の運営する他施設へ移動していたたくことがあります。この場合、一定の観察期間を設け、医師の意見を聞いた上で、入居者本人及び身元引受人、それぞれの同意を得て、住み替えていただきます。 ③ その他(提携施設へ移る場合) 入居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、退去の手続きを行った上で、新たに移動先施設の入居手続きが必要です。この際、移動先施設の返還金の返還は退去手続きが完了した月の2ヶ月後の月末に返還されます。 認知症等、特別な身体状況により、適切な介護サービス提供のため、当社の運営する他施設へ移動していただく場合、新たな前払金は発生しませんが月額利用料及び利用システム、サービス等は住み替え先のものが適用されます。 追加的費用の有無 ① あり 2 なし 居室利用権の取扱い 前払金償却の調整の有無 1 あり ② なし		その他の変更	1 あり (変更内容)
及居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、居室が空いていれば可能です。また、認知症等、特別な身体状況により、適切な介護サービス提供のため、当社の運営する他施設へ移動していたたくことがあります。この場合、一定の観察期間を設け、医師の意見を聞いた上で、入居者本人及び身元引受人、それぞれの同意を得て、住み替えていただきます。  ③ その他(提携施設へ移る場合) 入居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、退去の手続きを行った上で、新たに移動先施設の入居手続きが必要です。この際、移動先施設の前払金が別途に必要となります。また、移動前施設の返還金の返還は退去手続きが完了した月の2ヶ月後の月末に返還されます。 認知症等、特別な身体状況により、適切な介護サービス提供のため、当社の運営する他施設へ移動していただく場合、新たな前払金は発生しませんが月額利用料及び利用システム、サービス等は住み替え先のものが適用されます。  追加的費用の有無  ① あり 2 なし 居室利用権の取扱い 前払金償却の調整の有無 1 あり ② なし			② なし
入居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、退去の手続きを行った上で、新たに移動先施設の入居手続きが必要です。この際、移動先施設の前払金が別途に必要となります。また、移動前施設の返還金の返還は退去手続きが完了した月の2ヶ月後の月末に返還されます。認知症等、特別な身体状況により、適切な介護サービス提供のため、当社の運営する他施設へ移動していただく場合、新たな前払金は発生しませんが月額利用料及び利用システム、サービス等は住み替え先のものが適用されます。   追加的費用の有無	判断基準の内容	容	入居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、 居室が空いていれば可能です。また、認知症等、特別な身体状況により、 適切な介護サービス提供のため、当社の運営する他施設へ移動していただ くことがあります。この場合、一定の観察期間を設け、医師の意見を聞い た上で、入居者本人及び身元引受人、それぞれの同意を得て、住み替えて
居室利用権の取扱い	手続きの内容		入居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、退去の手続きを行った上で、新たに移動先施設の入居手続きが必要です。この際、移動先施設の前払金が別途に必要となります。また、移動前施設の返還金の返還は退去手続きが完了した月の2ヶ月後の月末に返還されます。 認知症等、特別な身体状況により、適切な介護サービス提供のため、当社の運営する他施設へ移動していただく場合、新たな前払金は発生しませんが月額利用料及び利用システム、サービス等は住み替え先のものが
商主利用権の取扱い 消滅します。 前払金償却の調整の有無 1 あり ② なし	追加的費用の	有無	① あり 2 なし
面積の増減     ① あり 2 なし       便所の変更     ① あり 2 なし       浴室の変更     ① あり 2 なし       洗面所の変更     ① あり 2 なし       台所の変更     ① あり 2 なし       その他の変更     ① あり 2 なし       その他の変更     ① あり 2 なし	居室利用権のほ	取扱い	
使所の変更 ① あり 2 なし 浴室の変更 ① あり 2 なし 洗面所の変更 ① あり 2 なし た面所の変更 ① あり 2 なし 合所の変更 ① あり 2 なし と かし で更内容)	前払金償却の記	調整の有無	1 あり ② なし
浴室の変更 ① あり 2 なし 洗面所の変更 ① あり 2 なし の仕様の変更 ① あり 2 なし 台所の変更 ① あり 2 なし その他の変更 ① あり 2 なし で要更内容)		面積の増減	① あり 2 なし
従前の居室と の仕様の変更     洗面所の変更     ① あり 2 なし 台所の変更       2 なし その他の変更     1 あり 2 なし (変更内容)		便所の変更	① あり 2 なし
の仕様の変更     ① あり 2 なし       その他の変更     1 あり       (変更内容)		浴室の変更	① あり 2 なし
	従前の居室と	洗面所の変更	① あり 2 なし
その他の変更 1 めり	の仕様の変更	台所の変更	① あり 2 なし
② なし		その他の変更	1 あり (変更内容)
			② なし

# (入居に関する要件)

(八石に因する女件)	
3 D 1 4 1 1 1 2 7 7	自立している者 ① あり 2 なし
入居対象となる者 【表示事項】	要支援の者 ① あり 2 なし
	要介護の者 ① あり 2 なし
留意事項	概ね60歳以上で、自立、要支援、要介護の方。共同生活を円滑に過ごせる方。 感染症の方は入居できません。但し医師により、他の入居者に感染する 恐れがないと診断された場合にはこの限りではありません。
	(事業者からの契約解除) ※入居契約書第28条より
	事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上困難と認められる場合に、本契約を解除することがあります。
	一 入居契約書等に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居した時
	二 月額利用料その他の支払いを正当な理由なく、2ヶ月以上遅滞する時
	三 入居契約書第20条 (禁止又は制限される行為)の規定に違反した時
	四 入居者の行動が、他の入居者の生命又は健康に危害を及ぼす恐れが
契約の解除の内容	あり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止すること ができない時
	五 四の原因が認知症等、特別の身体状況によるものであり、環境が整
	えば継続的に施設介護が可能であると判断できた場合には身元引受
	人と相談の上で認知症受け入れ可能な施設へ移動できる場合があり ます。
	六 建物及びその付帯設備を故意又は重大な過失により破損、滅失せし
	めた時
	2 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は次の各号の手続
	きによって行います。

	I for hole a will hole				
		五号によって契約を解除する場合には、			
	契約解除の通告について				
		支払いの遅滞)によって契約を解除する			
		告について90日の予告期間をおく			
	三 前号の通告に先立ち、入	居者及び身元引受人等に弁明の機会を設け			
	る				
	四解除通告に伴う予告期間	中に、入居者の移転先の有無について確認			
	し、移転先がない場合に	は入居者や身元引受人等と協議し、移転先			
	の確保について協力する				
	3 本条第1項第四号によって	ご契約を解除する場合には、事業者は前項			
	に加えて次の各号の手続	きを行います。			
	一 医師の意見を聴く				
	二 一定の観察期間をおく				
契約の解除の内容					
	(入居者からの解約) ※入居	<b>号契約書第29条より</b>			
	入居者は、事業者に対して、少なくとも30日前に書面による解約の申し				
		約を解除することが出来ます。			
		是出しないで居室を退去した場合には事業			
	者が入居者の退去の事実を	者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目を			
	もって、本契約は解約され	れたものと推定します。			
	3 契約終了日(居室明け渡	し日)の2ヶ月後の月末に、事業者は前払金			
	の返還を行うものとしまっ	<i>f</i> 。			
	7 41 47 41 41 41 41 41	退去で、申し出月の退去または申し出月翌月			
	の退去の際の賃料、管理費	費、業務委託費は月の途中退去等に関わらず			
	1ヶ月分をいただきます。				
	5 予告期間のない契約解除の場合、申し出月以後1ヶ月分の賃料、管				
	5 予告期間のない契約解除の	の場合、申し出月以後1ヶ月分の賃料、管理			
	5 予告期間のない契約解除の 費、業務委託費をいただ				
事業主体から解約を求める					
場合	費、業務委託費をいただ	きます。			
	費、業務委託費をいただ: 解約条項 解約予告期間	きます。			
場合	<ul><li>費、業務委託費をいただ:</li><li>解約条項</li><li>解約予告期間</li><li>① あり 1泊2日10,4</li></ul>	きます。			
場合 入居者からの解約予告期間	費、業務委託費をいただ。 解約条項 解約予告期間 ① あり 1泊2日10, とし、体験	きます。			
場合	費、業務委託費をいただ。 解約条項 解約予告期間 ① あり 1泊2日10, とし、体験	きます。			
場合 入居者からの解約予告期間 体験入居の内容	費、業務委託費をいただ。 解約条項 解約予告期間 ① あり 1泊2日10, とし、体験	きます。			
場合 入居者からの解約予告期間	費、業務委託費をいただ: 解約条項 解約予告期間 ① あり 1泊2日10, とし、体験 となります	きます。			

#### 5 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること(同一法人が運営する他の事業所の職員については 記載する必要はありません)。

#### (職種別の職員数)

		職員数(実人数)			业. #L.14 /// L. 业/.
		合計			□常勤換算人数 ■※1 ※2
		「ロー・一	常勤	非常勤	
管理者	-	1	1		0.5
生活相	談員	2	2		1.0
直接処	遇職員	13	10	3	10.8
	介護職員	10	9	1	9.3
	看護職員	3	1	2	1.5
機能訓	練指導員	1	1		0.5
計画作	成担当者	2	2		0.9
栄養士	:		*************************************	Æ⇒ſ.	
調理員	Ĺ		業者業務	<b>安</b> 武	
事務員	Ĺ	1	1		0.5
その他	職員	0			
1週間のうち、常勤の従業者が		従業者が勤務すべき時	<b></b> 持間数 ※2	介護職員 37.5時	間
				その他職員 38時間	∄

- ※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が 勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算 した人数をいう。
- ※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要

#### (資格を有している介護職員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士	0		
介護福祉士	1	1	
実務者研修の修了者	1	1	
初任者研修の修了者	7	6	1
介護支援専門員	0		

#### (資格を有している機能訓練指導員の人数)

(RHE BUC Wighthing TAX)						
	合計					
		常勤	非常勤			
看護師又は准看護師	1	1				
理学療法士	0					
作業療法士	0					
言語聴覚士	0					
柔道整復士	0					
あん摩マッサージ指圧師	0					

#### (夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間( 19時 ~	~ 翌7時 )	
	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員		
介護職員	1人	1人

# (特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の 利用者に対する看護・介護 職員の割合	契約上【表示	の職員配置比率※ 事項】		b c	1. 5:1以上 2:1以上 2. 5:1以上 3:1以上	
(一般型特定施設以外の場合, 本欄は省略可能)		配置比率 日時点での利用者数:常勤換§	<b></b> 章職員			1.20 : 1
※ 広告、パンフレット等にお	ける記	載内容に合致するものを選択	-			
外部サービス利用型特定施設	C W) O	ホームの職員数				人
有料老人ホームの介護サービ 体制	ス提供	訪問介護事業所の名称				
(外部サービス利用型特定施記	设以外	訪問看護事業所の名称				
の場合,本欄は省略可能)		通所介護事業所の名称				

# (職員の状況)

			務との兼	<b>東務</b>			<ol> <li>あ</li> </ol>	り	2 なし	/	
管理者	NIGHTAN AS A VA		<ol> <li>あ</li> </ol>	り							
11日本11日		業務に 格等	係る貿		資格等	の名称		介護福	祉士・ク	个護支援	專門員
		,		2 な	l						
		看護	職員	介護	職員	生活村	目談員	機能訓練	東指導員	計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年	間の採用者数			2		1					
前年度1年	間の退職者数			3							
た業 職務 員に	1年未満	1	1	1	1						
、 の 大事 数し	1年以上 3年未満			3		1					
が た 経 験	3年以上 5年未満			1		1				1	
年数に応	5年以上 10年未満		1	4							
だ じ	10年以上							1		1	
従業者の健康	診断の実施状況			<ol> <li>あ</li> </ol>	Ŋ 2	2 なし	/				

#### 6 利用料金

#### (利用料金の支払い方法)

	~ JA V /J /A /					
		① 利用権方式				
居住の権利形態 【表示事項】		2 建物賃貸借方式				
【农小事况】		3 終身建物賃貸借方式				
		1 全額前払い方式				
		2 一部前払い・一部月払い方式				
利用料金の支払	ムい方式	3 月払い方式				
【表示事項】		1 全額前払い方式				
		④ 選択方式 ※該当する方式を全て選択 ② 一部前払い・一部月払い方式				
		③ 月払い方式				
年齢に応じた会	<b>企</b> 額設定	1 あり ② なし				
要介護状態に応	ぶじた金額設定	1 あり ② なし				
入院等による7	下在時におけ	<ol> <li>減額なし</li> </ol>				
る利用料金(月払い)の取		2 日割り計算で減額				
扱い		3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額				
利用料金の改	条件	人件費、物価の変動等に基づく				
定	手続き	入居者及び身元引受人の意見を聴いて決定する				

# (利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

				プラ	> 1			プラ	$\sim 2$		
1 日本の仏辺		要介護度	自立	自立・要支援・要介護自立・要支援・要介			要介護				
入居者の状況		年齢			概ね	60歳以上			概ね	60歳以	以上
		床面積				$18.00\mathrm{m}^2$				18.0	0 m²
民党の出知		便所	1	有	2	無	1	有	2	無	
居室の状況		浴室	1	有	2	無	1	有	2	無	
		台所	1	有	2	無	1	有	2	無	
入居時点で必要	な費	前払金				180万円				7	なし
用						なし				7	なし
月額費用の合計			134,000円(消費税別) 154,000円(消費利			肖費税	別)				
					税込	140,000円			税込	160,00	)0円
家賃						59,000円				79,00	0円
失	寺定施設	大居者生活介護※1の費用	要介護度に応じて介護費用の1割または2割を徴収する								
サ	<u>^</u>	食費	55	,000F	円(消	費税別)	55	5,000F	月(消	費税別	;IJ)
	介護	管理費	20	,000F	円(消	費税別)	20	,000₽	月(消	費税別	;IJ)
コース	保	介護費用				なし				<i>t</i>	なし
A   険   費   外   用   ※		光熱水費	・専用居室内の光熱費は別途実費負担(個別メーターに ・専用居室内の水道代 Aタイプ1,000円/月(消費税別				)				
	2	その他				なし				7	なし

<sup>※1</sup> 介護予防・地域密着型の場合を含む。

<sup>※2</sup> 有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入しない。)

#### (利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠		
家賃	近隣家賃及び立地条件を勘案し算定		
敷金	なし		
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。 なし		
管理費	管理部門に関わる経費及び共用施設・設備の維持管理費 20,000円/月(消費税別)		
食費	食材費及び業務委託費の一部として		
光熱水費	・専用居室内の光熱費は別途実費負担(個別メーターによる) ・専用居室内の水道代 Aタイプ1,000円/月(消費税別)		
利用者の個別的な選択によるサービ ス利用料	別添 2		
その他のサービス利用料	生活サポート費 月額20,000円(消費税別) (自立の方、要介護認定を受けていない方で希望される場合のみ) 生活サポートの主な内容:日用品の買物代行、居室の清掃、洗濯等 行事費 月額1,000円 使途:レクリエーション費用等		
	ヘルパーによる『特例院内介助』 30分 1,500円(消費税別) 夜間30分 2,500円(消費税別)		
	※上記、各費用は三月以内の契約解除の場合でも返還されません。		

# (特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

#### ※ 特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担額	要介護度に応じて介護費用の1割または2割を徴収する。
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス(上乗せサービス)	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

#### (前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

	領)※前払金を受領していない場合は省略可	当社他施設及び近隣施設の前払金水準、立地
算定根拠		当性他施設及び近隣施設の前払金が準、立地条件、居室面積等を比較勘案し、前払金の価格設定
想定居住期間	(償却年月数)	5年(60ヶ月)
償却の開始日		入居日翌日
想定居住期間 る額(初期償:	を超えて契約が継続する場合に備えて受領す 却額)	なし
初期償却率		なし
返還金の算定 方法	入居後3月以内の契約終了	入居日の翌日から起算して三月以内に契約解除の申し出があった場合(死亡退去を含む)、前払金から、(前払金の月額を30で除した額)×(入居日から契約終了日までの日数)に相当する額を控除した額を返還します。又、既に受領済みの月額利用料は、入居日(前払金の入金日)から契約終了日(居室明け渡し日)までの利用料を控除した額を契約終了日(居室明け渡し日)の2ヶ月後の月末に返還とします。この場合の契約解除とは、三月以内に契約解除手続きが完了し、居室を明け渡した場合となります。介護保険1割または2割負担金額は利用日分の日割計算となります。退去による前払金の返還は、契約終了日(居室明け渡し日)の2ヶ月後の月末に返還とします。契約解除の申し出は、書面によるものとします。(プランbは非該当となります)
	入居後3月を超えた契約終了	返還金=前払金÷(想定居住期間の日数)×(想定居住期間一入居期間) ※想定居住期間は5年間の実日数とします(うるう年毎に1日加算します)。 ※退去による前払金の返還は、契約終了日(居室明け渡し日)の2ヶ月後の月末に返還とします。 ※契約を解除し退去した時点で返還金算定式により返還金が算定されます。
	1 連帯保証を行う銀行等の名称	
前払金の保全 先	② 信託契約を行う信託会社等の名称	(保全先)サーバントラスト信託株式会社 前払金保全措置は、株式会社ベストライフを委 託者、サーバントラスト信託株式会社を受託 者、目的施設入居者を受益者とする信託保全 契約を締結しています。この信託契約により保 全金額に相当する部分が保全されます。(プランbは非該当となります)
	3 保証保険を行う保険会社の名称	
	4 全国有料老人ホーム協会	1

# 7 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

# (入居者の人数)

性別	男性	7人
主力	女性	14人
	6 5 歳未満	0人
年齢別	65歳以上75歳未満	1人
十一图7万门	75歳以上85歳未満	10人
	85歳以上	10人
	自立	1人
	要支援1	7人
	要支援 2	3人
要介護度別	要介護 1	2人
安川喪及別	要介護 2	1人
	要介護 3	4人
	要介護 4	2人
	要介護 5	1人
	6ヶ月未満	4人
	6ヶ月以上1年未満	2人
入居期間別	1年以上5年未満	15人
	5年以上10年未満	0人
	10年以上15年未満	0人
	1 5年以上	0人

# (入居者の属性)

平均年齡	84.8歳
入居者数の合計	21人
入居率※	42.0%
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得ら	れた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。

# (前年度における退去者の状況)

113 1 21-0017 0 22	- H	
	自宅等	2人
	老人福祉施設等	1人
退居先別の人数	医療機関	0人
	死亡者	4人
	その他	人0
		0人
	施設側の申出	(解約事由の例)
生前解約の状況		3人
	入居者側の申出	(解約事由の例)
		他施設への転居

# 8 苦情・事故等に関する体制

# (利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

窓口の名称		株式会社ベストライフ 生活相談室						
電話番号		03-5908-2020						
	平日	9:30~18:30						
対応している時間	土曜							
	日曜・祝日							
定休日		土曜、日曜、祝祭日						
窓口の名称		ベストライフ東松山 管理者						
電話番号		0493-61-0010						
	平日	9:00~18:00						
対応している時間	土曜	9:00~18:00						
	日曜・祝日	9:00~18:00						
定休日		なし						
窓口の名称		埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係						
電話番号		048-824-2568(苦情相談専用)						
	平日	8:30~12:00, 13:00~17:00						
対応している時間	土曜							
	日曜・祝日							
定休日		土曜、日曜、祝祭日、12/29~1/3						
窓口の名称		滑川町 健康福祉課 地域包括センター (高齢者福祉担当)						
電話番号		0493-56-2132(直通)						
平日		9:00~17:30						
対応している時間	土曜							
	日曜・祝日							
定休日		土曜、日曜、祝祭日、12/29~1/3						

# (サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	1)	あり		(その内容) 施設職員の過失による事故の損害賠償 てん補限度額2億円
		なし		
介護サービスの提供により賠償すべき事故 が発生したときの対応	1	あり		(その内容) 施設職員の過失により事故が発生 し、入居者の生命、身体、財産に損 害が発生した場合には損害保険など の手配を行い誠実に対応します。但 し天災などの不可抗力は除きます。
	2	なし		
事故対応及びその予防のための指針	1	あり	2	なし

# (利用者等の意見を把握する体制, 第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査,意	① あり		実施日	平成26年4月1日			
見箱等利用者の意見等を把			結果の開示	1	あり	2	なし
握する取組の状況		なし					
			実施日				
第三者による評価の実施状	1 あ	あり	評価機関名称				
況			結果の開示	1	あり	2	なし
		なし					

#### 9 入居希望者への事前の情報開示

	1	入居希望者に開示
入居契約書の雛形	2	入居希望者に交付
	3	開示していない
	1	入居希望者に開示
管理規程	2	入居希望者に交付
	3	開示していない
	1	入居希望者に開示
事業収支計画書	2	入居希望者に交付
	3	開示していない
	1	入居希望者に開示
財務諸表の要旨	2	入居希望者に交付
	3	開示していない
	1	入居希望者に開示
財務諸表の原本	2	入居希望者に交付
	3	開示していない

# 10 その他

	1 +	'n				(関降頻度) 年 9 回
	① あ					(開催頻度)年 2 回
	2 な					
運営懇談会	1 代替措置あり		置あり		(内容)	
		2	代替措	置なし		
	① あ	り	(提携)	ホーム名:	ベスト	ライフ全施設)
提携ホームへの移行 【表示事項】	合新前続体へけを、た払き状移、得に金が況動医で	室移が完にし師、月ればが動別了よての住額ま	空先途しりい意み利い施にた、た見替用のででである。	ハれスを いれ入となりでででである。 いれてとなりでででいる。 いれていないできれている。 いれている。 いれではいいできる。 いれでは、 いれでは、 でいれている。 いれでは、 でいれている。 いれでは、 でいれている。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 は	で手すり一り、またがまれています。またが、またがまれていまれていまれていまれていまれています。	る他施設への移動を希望される場 但し、退去の手続きを行った上で、 が必要です。この際、移動先施設の た、移動前の施設の返還金は退去手 返還されます。認知症等、特別な身 提供のため、当社の運営する他施設 この場合、一定の観察期間を設 者及び身元引受人、それぞれの同意 この際、新たな前払金は発生しませ サービス等は住み替え先のものが
	<u>2</u> あ			なし		
有料老人ホーム設置時の老 人福祉法第29条第1項に 規定する届出	3 サ	ービ	ス付きる	高齢者向け		登録を行っているため、高齢者の居住 規定により、届出が不要
高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	1 あ	ŋ	2	なし		
有料老人ホーム設置運営指導 指針「5規模及び構造設備」に 合致しない事項	1 b	り	2	なし		
合致しない事項がある 場合の内容						
「6既存建築物等の活	1 適	合し	ている	(代替措置	)	
用の場合等の特例」へ	2 適	合し	ている	(将来の改	善計画)	
の適合性	3 適	合し	ていない	, <b>)</b>		
ー ー 有料老人ホーム設置運営指導 指針の不適合事項						
不適合事項がある場合 の内容						

添付書類: 別添1 (別に実施する介護サービス一覧表) 別添2 (個別選択による介護サービス一覧表)

**※** 

月額利用料表

説明年月日 平成 年 月 日 説明者署名

※ 契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

様

別添1 事業主体が埼玉県内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類		<del>ор уг н</del> з	事業所の名称	所在地
<居宅サービス>				
訪問介護	あり	ta D		
訪問入浴介護	あり	なり		
訪問看護	あり	なり		
訪問リハビリテーション	あり	なり		
居宅療養管理指導	あり	なり		
通所介護	あり	なり		
通所リハビリテーション	あり	なり		
短期入所生活介護	あり	なり		
短期入所療養介護	あり	なり		
				さいたま市中央区鈴谷5-2-5
			ベストライフ川口東	
				さいたま市南区南浦和2-10-3
				さいたま市大宮区上小町1151-1
				越谷市大沢2-13-40
				さいたま市中央区上落合8-10-13
			ベストライフ三郷中央	. , . ,
			ベストライフ草加	草加市新善町253
特定施設入居者生活介護	あり	なし	ベストライフふじみ野	富士見市上沢1-19-15
			ベストライフ朝霞	朝霞市幸町2-17-8
			ベストライフ東大宮	さいたま市見沼区東大宮6-9-2
			ベストライフ入間	入間市大字仏子910-12
			ベストライフ久喜	久喜市桜田1-3-4
			ベストライフ大宮北	さいたま市北区吉野町1-45-10
			ベストライフ飯能	飯能市大字双柳1192-1
			ベストライフ北本	北本市東間4-13
			ベストライフ東川口	川口市戸塚3-3-10
福祉用具貸与	あり	なり		
特定福祉用具販売	あり	なり		
<地域密着型サービス>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なり		
夜間対応型訪問介護	あり	なり		
認知症対応型通所介護	あり	なり		
小規模多機能型居宅介護	あり	なり		
認知症対応型共同生活介護	あり	なり		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なり		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	(t)		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なり		
居宅介護支援	あり	なり		

介護サービスの種類			事業所の名称	所在地
<居宅介護予防サービス>				
介護予防訪問介護	あり	ta D		
介護予防訪問入浴介護	あり	なり		
介護予防訪問看護	あり	なり		
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なり		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なり		
介護予防通所介護	あり	なり		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なり		
介護予防短期入所生活介護	あり	なり		
介護予防短期入所療養介護	あり	なり		
				さいたま市中央区鈴谷5-2-5
			ベストライフ川口東	
				さいたま市南区南浦和2-10-3
			ベストライフ大宮	さいたま市大宮区上小町1151-1
				越谷市大沢2-13-40
				さいたま市中央区上落合8-10-13
			ベストライフ三郷中央	
介護予防特定施設入居者生活介護(	あり	なし	ベストライフ草加	
7160 1011767660 311 1 211716	<u> </u>	0, 0		富士見市上沢1-19-15
			ベストライフ朝霞	
			ベストライフ東大宮	
				入間市大字仏子910-12
				さいたま市北区吉野町1-45-10
				飯能市大字双柳1192-1
			ベストライフ北本	
	Jr 10	2- 1	ベストライフ東川口	川口巾尸塚3-3-10
介護予防福祉用具貸与	あり	なりなり		
特定介護予防福祉用具販売 <地域密着型介護予防サービス>	あり			
		<i>l</i>		
介護予防認知症対応型通所介護		Tr.D		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	(t)		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	(\$1)		
介護予防支援	あり	なり		
<介護保険施設>				
介護老人福祉施設	あり			
介護老人保健施設	あり	E.		
介護療養型医療施設	あり	なり		

別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護(地域密着	型・介護予防	ちを含む)の	指定の有無					あり	なし	
	特定施設入居者生活介 個別の利用料で、実施するサービス									
	護費で、実施ス(利用者一		(利用者が 	(利用者が全額負担)		包含※2 都度※2		備	備考	
介護サービス										
食事介助	(5)	なし	あり	なり						
排泄介助・おむつ交換	あり	なし	あり	<i>T</i> 2						
おむつ代			あり	なし		0	実費			
入浴(一般浴)介助・清拭	あり (あり (あり	なし	あり	7x D 7x D 7x D						
特浴介助	あり	なし	あり	72D						
身辺介助 (移動・着替え等)	あり	なし	あり	<i>T</i> 2						
機能訓練	(B)	なし	あり	(7x)						
通院介助(協力医療機関)	あり	なし	<b>5</b> 0	なし	0				ている方は特定施設入 、自立の方は月額利	
通院介助(上記以外)	あり	(72 D	あり	なし		0		欄外参照☆		
生活サービス										
居室清掃	あり	なし	あり	なし		0		〕自立の方、要介護	認定を受けていない	
リネン交換	(B)	なし	あり	なし		0			合は、生活サポート	
日常の洗濯	あり あり あり	なし	(5) (5)	なし		0		□ 」 費20,000円/月(剂	肖費税別)を頂きます。	
居室配膳・下膳	(5)	なし	<b>5</b> 0	なし	0				ている方は特定施設入 、自立の方は月額利	
入居者の嗜好に応じた特別な食事			あり	なし	0					
おやつ			あり	なり						
理美容師による理美容サービス			あり	なし		0	実費			
買い物代行(通常の利用区域)	(5)	なし	<b>5</b>	なし		0		自立の方、要介護認 が希望される場合は 20,000円/月(消費)		
買い物代行(上記以外)	あり	なり	あり	(Z)						
役所手続き代行	あり	なり	あり	73 D 73 D						
金銭・貯金管理			あり	(t)						

	特定施設入		個別の利用					
	護費で、実施ス(利用者一		(利用者が	至額負担)	包含※2	都度※2	料金※3	- 備 考
健康管理サービス								
定期健康診断			あり	なし		0	実費	
健康相談	あり	なし	あり	なし	0			
生活指導・栄養指導	あり	なし	あり	なし	0			
服薬支援	あり	なし	あり	(72)				
生活リズムの記録(排便・睡眠等)	あり	なし	あり	(ID)				
入退院時・入院中のサービス								
移送サービス	あり	なし	あり	なし	0	0		
入退院時の同行(協力医療機関)	(5)	なし	あり	なし	0			要介護認定を受けている方は特定施設入 居者生活介護費で、自立の方は月額利 用料にて対応
入退院時の同行(上記以外)	あり	<i>T</i> 2	あり	なし		0		欄外参照☆
入院中の洗濯物交換・買い物	あり	<i>ts</i>	あり	(Z)				
入院中の見舞い訪問	あり	なり	あり	なし	0			適宜

※1:利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割又は2割の利用者負担)。

※2:「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に〇を記入する。

※3:都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

☆片道5kmまでの同行(送迎)は1往復目を片道500円(消費税別)、2往復目からは片道1,000円(消費税別)となります。片道5km以上10kmまでの同行(送迎)は1往復目を 片道1,000円(消費税別)とし、2往復目からは片道2,000円(消費税別)となります。片道10km以上の同行(送迎)は原則として行いません。ヘルパーの付添による介助サービ 料金については、1時間あたり3.000円(消費税別)、夜間帯の付添は1時間あたり5.000円(消費税別)となります。